2024/6/28
総合振興計画審議会　資料２

令和６年度第２回利根町総合振興計画審議会

＜第５次利根町総合振興計画　基本構想について＞

（案）

目　次

基本構想の改訂方針について（まとめ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第５次利根町総合振興計画　基本構想　改訂案

第１章　まちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第２章　将来フレーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３章　施策の方向性と施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

基本構想の改訂方針について（まとめ）

０．基本構想の構成　　⇒基本的な構成要素３つを継承します

基本構想は，大局的な見地から町が目指すべき方向や目的を示し，町民と行政が共有する計画として位置づけられるものです。

そのため，基本構想では，将来の町の理想の姿をわかりやすいイメージや言葉で示し，行政運営の基本的な指針としての役割だけでなく，町民，事業者，行政が参加，協働してまちづくりに取り組むための指針としての役割も担っています。

これらのことを踏まえ，第５次利根町総合振興計画後期基本計画における基本構想においては，「まちづくりの方針」「計画の将来フレーム」「施策の体系」の３つを基本的な構成要素として継承して位置づけるものとします。

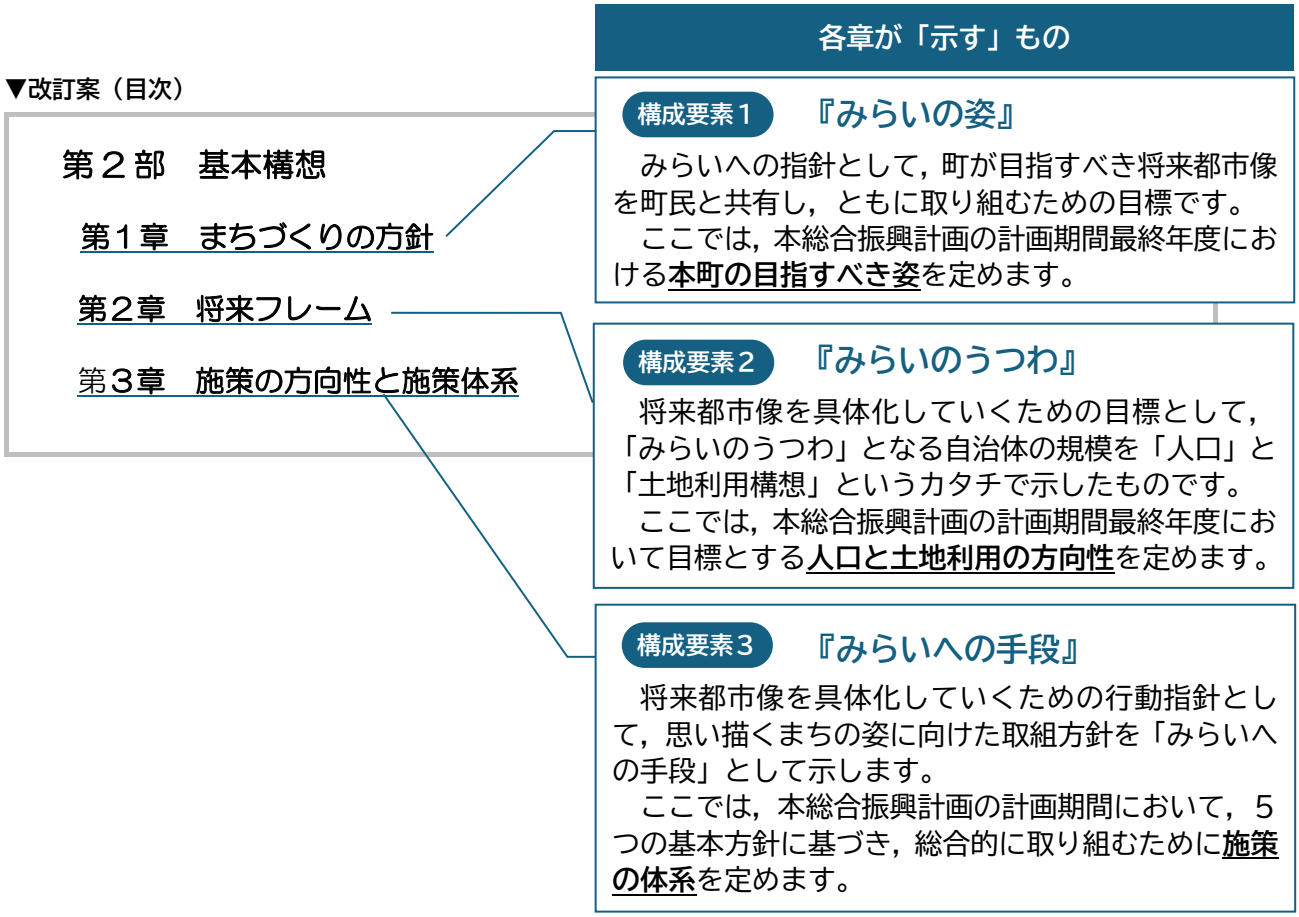

第１章　まちづくりの方針

・まちづくりの将来像について　　⇒キャッチフレーズを踏襲します

『みらいの姿』を示す「まちづくりの将来像」は，将来実現したい理想的な地域の状態・イメージやまちづくりの取組姿勢をわかりやすく表現するものです。

第４次利根町総合振興計画では，『誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち』を将来都市像として位置づけ第４期まで推進してきました。

第５次利根町総合振興計画における基本構想においては，これまでのまちづくりの継続性や連続性を重視しながら，『ともに創ろう　みんなが住みたくなるまち　とね』を掲げ，推進をしているところです。今回の改訂においては，住民アンケート調査等における町民意向を踏まえ，将来像（キャッチフレーズ）はそのまま踏襲するものとします。

▼将来像（キャッチフレーズの変遷）

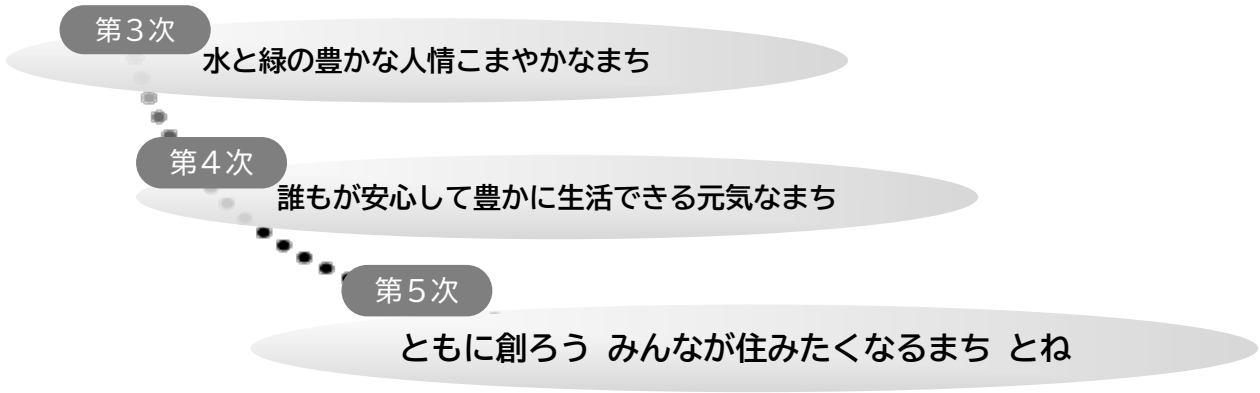

改訂において将来像（キャッチフレーズ）を踏襲する背景

■“みんなが住みたくなるまち”のテーマについて

・住民アンケートでは，「住み続けたい」＋「当分は住みたい」が前回より，16.3 ポイント増加。
・地域幸福度の各項目は，中央値の５点は越えているが，茨城県平均と比べると若干低い。
・分野別の評価では，交通等の利便性や産業などのテーマが引き続き課題。（大きな変化はない）
・中学生ワークショップでは，84%の学生が進学・就職を期に利根町を出る意向。

“住みたくなるまち”の実現は，まだまだ道半ば。今後もまちづくりの重要なテーマとして，引き続き進める必要がある。

■“ともに創ろう”のテーマについて

・ワークショップでは，“町内住民”のみならず，町外在住者も含めた新たな協働の在り方が提案。
・前期基本計画期間内において，自治基本条例など協働の仕組みづくりの下地が整備された。

“ともに創ろう”の実現に向けて，前期基本計画期間内での取り組みを土台に，新たな協働の在り方なども視点に加えながら，さらなるステップアップを図る必要がある。

・まちづくりの基本方針について　　⇒基本方針の概念を追記します

「**基本方針**」は，まちづくりの将来像をより具体化したものです。

５つの基本方針については，その方針で目指すまちのイメージを明確にするために，基本方針の概念を説明する文言を追記します。

▼現行（基本方針）

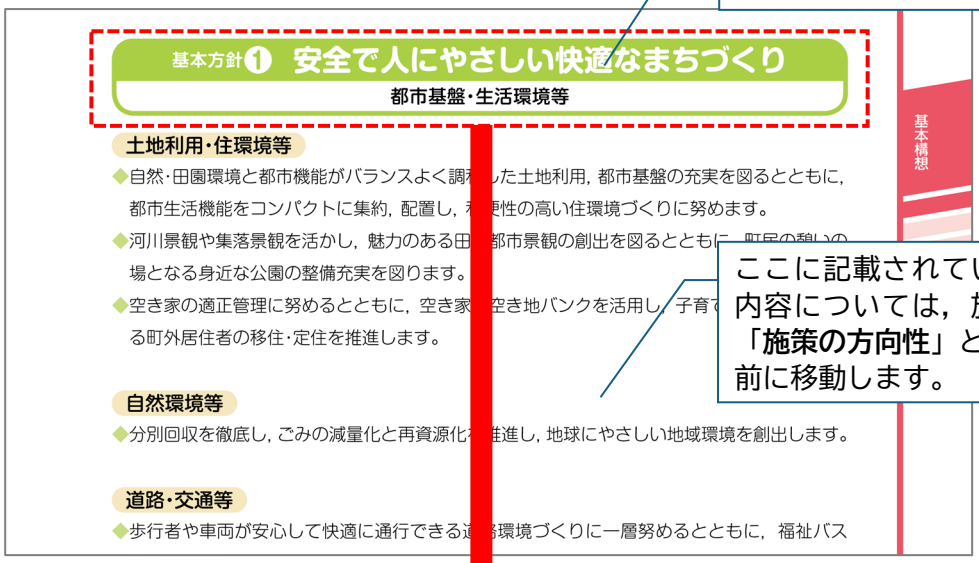

基本方針（当該分野）が目指すまちのイメージ（概念）を追記します。※下記参照

ここに記載されている施策の方針となる内容については，施策を構築するもの＝「**施策の方向性**」として施策体系（一覧）前に移動します。

▼改訂案（基本方針）

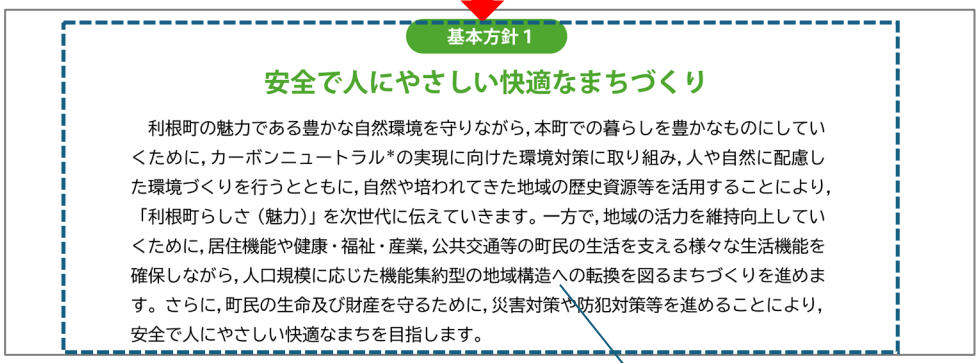

原稿の施策ごとの主な取組内容を逸脱しない範囲で文言を記載。加えて，時代に沿った文言などを追記・修正しています。

第１章　まちづくりの方針
第２章　将来フレーム
第３章　施策の方向性と施策体系

第２章　将来フレーム

⇒次回検討

第１章　まちづくりの方針
第２章　将来フレーム
第３章　施策の方向性と施策体系

第３章　施策の方向性と施策体系

・施策の方向性と施策体系について

⇒施策体系は踏襲。体系を構築する項目として施策の方向性を追記（整理）します

『みらいへの手段』を示す「基本施策」については，「基本方針－基本施策」という流れの構造において，この２つをつなぐ考え方として「**施策の方向性**」を記載します。なお，「**施策の方向性**」については，現行の基本方針に記載されていた“施策の方針となる内容”を整理したものとします。

「基本施策」については，基本方針とともに踏襲するため，施策体系も引き継ぐものとします。

▼現行（基本方針）

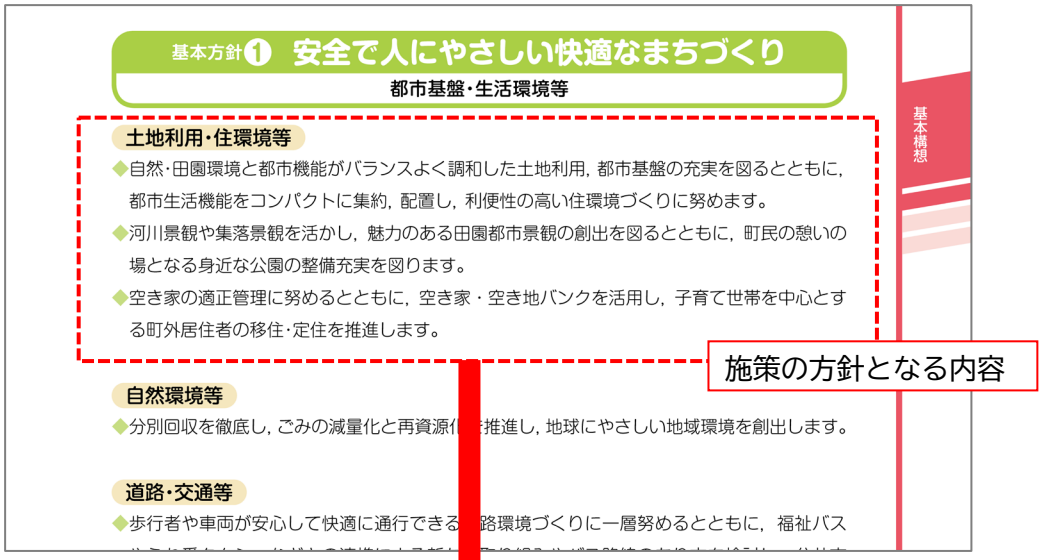

▼改訂案（施策の方向性）

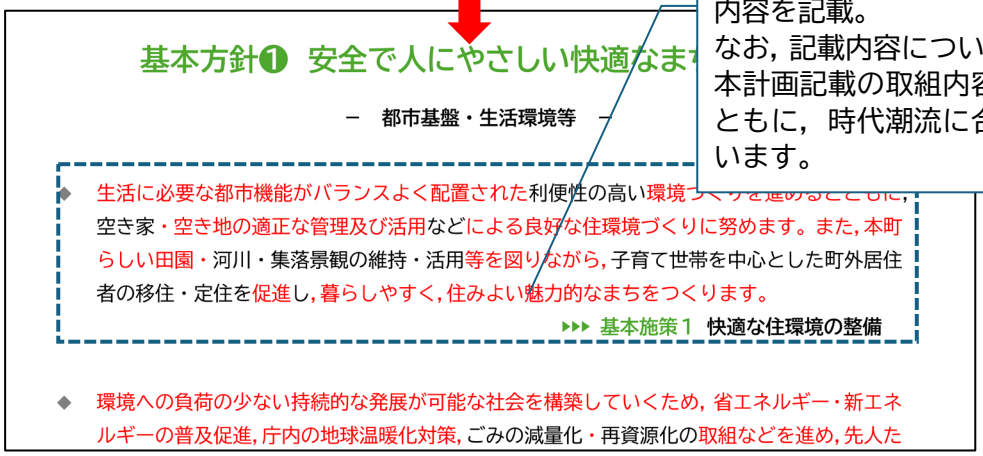

「**施策の方向性**」として，基本施策に対応する内容を記載。
なお，記載内容については，上記内容や前期基本計画記載の取組内容にあわせて修正するとともに，時代潮流に合わせた文言を追記しています。

第５次利根町総合振興計画

基本構想　改訂案

※次頁以降，左（偶数）ページに現行の基本構想のページを，右（奇数）ページに改訂案を掲載しています。

▼現行

第1章　まちづくりの方針

1 まちづくりの将来像

ともに創ろう
みんなが住みたくなるまち　とね

◆本町は，利根川を背景とした自然・田園環境，歴史など，魅力があり個性的な地域資源が多数あります。このような地域資源を活かして，「利根町らしさ」に磨きをかけ，自然・田園環境などが共生する環境のなかで，快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進めます。

◆本町の町民は「元気」であることに着目して，町民と地域がいきいきと躍動し，交流を深めながら，「利根町に住みたい」と誰もが想うようなまちづくりを進めます。

◆今までどおりの発想ではなく，「利根町らしさ」についても，既成概念にとらわれず，今あるものを最大限に活用し，多様性をキーワードとし，アイデアを町民が出し合い，おもしろいまちを志向します。

◆本町の将来像は，「ともに創ろう　みんなが住みたくなるまち　とね」とし，想いを町民と共有し，住民協働でまちづくりを進めます。

まちづくりの基本方針

- 基本方針❶ 安全で人にやさしい快適なまちづくり
- 基本方針❷ いつまでも健康で元気あふれるまちづくり
- 基本方針❸ 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり
- 基本方針❹ みんなが集まるおもしろいまちづくり
- 基本方針❺ みんなが主役でともに進むまちづくり

11P へ

「1　まちづくりの将来像」の項目では，「まちづくりの基本方針」の項目立ては定義されていない為，次の項目に移動

また，本計画が，まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ，多くの町民の参画・協働が得られるよう，計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

計画の愛称
とね魅力アップビジョン

第１章　まちづくりの方針

1-1　まちづくりの将来像

ともに創ろう
みんなが住みたくなるまち　とね

- 本町は，利根川を背景とした自然・田園環境，歴史など，魅力があり個性的な地域資源が多数あります。このような地域資源を活かして，「利根町らしさ」に磨きをかけ，自然・田園環境などが共生する環境のなかで，快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進めます。
- 本町の町民は「元気」であることに着目して，町民と地域がいきいきと躍動し，交流を深めながら，「利根町に住みたい」と誰もが想うようなまちづくりを進めます。
- 今までどおりの発想ではなく，「利根町らしさ」についても，既成概念にとらわれず，今あるものを最大限に活用し，多様性をキーワードとし，アイデアを町民が出し合い，おもしろいまちを志向します。
- 本町の将来像は，「ともに創ろう　みんなが住みたくなるまち　とね」とし，想いを町民と共有し，住民協働のまちづくりを進めます。
- また，本計画が，まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ，多くの町民の参加・協働が得られるよう，計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

▼現行

2 まちづくりの基本方針

本町の将来像を実現するための基本方針を以下のように設定します。

基本方針❶ 安全で人にやさしい快適なまちづくり

都市基盤・生活環境等

土地利用・住環境等

◆自然・田園環境と都市機能がバランスよく調和した土地利用，都市基盤の充実を図るとともに，都市生活機能をコンパクトに集約，配置し，利便性の高い住環境づくりに努めます。

◆河川景観や集落景観を活かし，魅力のある田園都市景観の創出を図るとともに，町民の憩いの場となる身近な公園の整備充実を図ります。

◆空き家の適正管理に努めるとともに，空き家・空き地バンクを活用し，子育て世帯を中心とする町外居住者の移住・定住を推進します。

自然環境等

◆分別回収を徹底し，ごみの減量化と再資源化を推進し，地球にやさしい地域環境を創出します。

道路・交通等

◆歩行者や車両が安心して快適に通行できる道路環境づくりに一層努めるとともに，福祉バスやふれ愛タクシーなどとの連携による新たな取り組みやバス路線のあり方を検討し，公共交通に対する町民ニーズに対応するよう努めます。

◆栄橋の渋滞の緩和や広域道路の整備を進めるため，国・県への要望活動を推進します。

上下水道等

◆安全で安心な水道水の供給を図るとともに，下水道などの施設の維持管理を計画的に推進し，町民の生活環境の向上や河川などの水質

防災等

◆各種災害に対応できるよう，体制の強化

交通安全・防犯等

◆交通安全や防犯に対する意識を醸成し，

17P へ

基本方針❷ いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

保健・医療・福祉等

保健・医療等

◆町民全体の健康寿命を延伸するため，健康相談や訪問指導をとおしての予防対策や，こころの健康づくり・食育の推進・感染症予防，健康増進施設の運営に携わる企業の誘致など，多面的に支援するとともに，高齢者が健康で生きがいを感じながら，住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう，保健・医療・福祉の連携を図ります。

◆妊娠期から高齢期までのライフステージに対応した保健施策を充実します。

◆専門医の受診や入院が必要な場合は，町外の医療機関に出向かなければならないため，更なる広域的連携を図るとともに，町内外の医療機関と連携を強化し，地域医療体制の充実に努めます。

福祉等

◆町民の誰もが，住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう，町民が主体となって支え合い，助け合う地域福祉の充実に努めるとともに，自助，互助，共助，公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。

◆高齢者が，住み慣れた環境のなかで安心して生活が送れるよう，保健・医療・介護の関係組織の相互の連携強化を図ります。

◆障がい者が地域で安心して暮らせるよう，相談支援体制や日中活動の場の確保・支援を充実するとともに，自立した生活を送れるよう，地域住民が支え合い，助け合う仕組みの構築に努めます。

社会保障等

◆町民の誰もが，安心して生活するための社会保障システムについては，国民健康保険，国民年金，介護保険，後期高齢者医療などの制度理解の促進と適正な運営に努めます。

3歳児健康診査

19P へ

1-2　まちづくりの基本方針

本町の将来像「**ともに創ろう　みんなが住みたくなるまち　とね**」を実現するために，５つの基本方針を定め，各方針ごとの方向性を以下のように設定します。

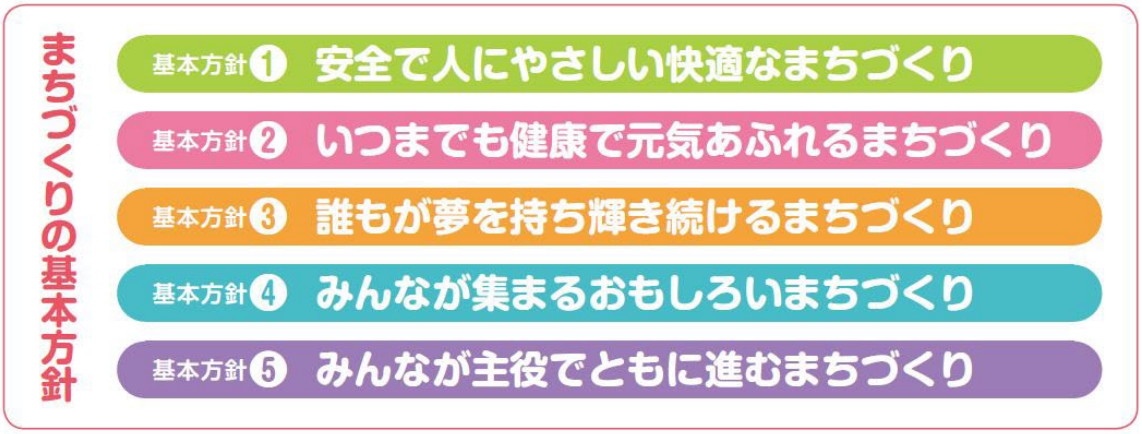

基本方針１

安全で人にやさしい快適なまちづくり

利根町の魅力である豊かな自然環境を守りながら，本町での暮らしを豊かなものにしていくために，カーボンニュートラル*の実現に向けた環境対策に取り組み，人や自然に配慮した環境づくりを行うとともに，自然や培われてきた地域の歴史資源等を活用することにより，「利根町らしさ（魅力）」を次世代に伝えていきます。一方で，地域の活力を維持向上していくために，居住機能や健康・福祉・産業，公共交通等の町民の生活を支える様々な生活機能を確保しながら，人口規模に応じた機能集約型の地域構造への転換を図るまちづくりを進めます。さらに，町民の生命及び財産を守るために，災害対策や防犯対策等を進めることにより，安全で人にやさしい快適なまちを目指します。

基本方針２

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

町民一人一人が生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう，胎児期から高齢期に至るまでの健康づくりを支えるとともに，子どもや高齢者，障がい者など，サポートを必要とする人が，適切にその支援やサービスを受けることができる体制や仕組みづくりを行うことにより，誰もが住み慣れた地域の中で，いつまでも健康で元気に暮らせるまちを目指します。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることをさす。排出を全体としてゼロにするとは，二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から，植林，森林管理などによる吸収量を差し引いて，合計を実質的にゼロにすることを意味する。

▼現行

基本方針❸　誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり
子育て・教育・生涯学習等

子育て等
◆「安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり」を基本方針として，地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めます。
◆出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため，必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

教育等
◆学校，家庭，地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら，社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築いたします。その上にたって「学力向上」「道徳教育」「健康と体力向上」のバランスのとれた子ども達の育成を目指します。
◆特色ある教育を進めるため，英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進するとともに，学校・家庭・地域社会が連携した心の教育の充実，幼・小・中・高・大学との連
地域社会全体で子どもを守り育てる体制を構築するよう努めます。

生涯学習等
◆町民が生きがいを持ち，うるおいのある地域づくりを進めるため，生涯の各時期に
学習活動やボランティア活動，ふれあいを求める文化活動，健康で活力に満ちた生
スポーツ活動の推進を図ります。
◆町民とともに育んできた地域の芸術・文化・イベントを次世代へ継承するとともに
のまちづくりの推進や参加者の拡大に向けた取り組みを充実します。

利根地固め唄（茨城県指定無形文化財）

子育て支援

27

基本構想

21P へ

基本方針❹　みんなが集まるおもしろいまちづくり
産業等

農業等
◆産業の中心である農業では，効率的な経営規模の拡大と経営の近代化，経営感覚に優れた能力を持った農家や生産組織など，企業的農業経営体の育成を図ります。
◆生産者・消費者などの連携を深め，地域内流通及び地域内消費を目指し，地域特産品づくりをはじめ，地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進に努めるとともに，町外へのＰＲを進めます。

商工業等
◆跡地利用などによる企業誘致に努めるとともに，町商工会と連携し，ビジネスの創出を支援するため，起業や創業がしやすい環境整備に努めます。
◆町内商業の振興と地元経済の活性化を図るため，郊外型大型店舗へ流れる消費者が少しでも本町の商店で買い物をするように，町商工会との連携を強化します。

観光・交流等
◆魅力を広くアピールし，観光ＰＲ，特産品の紹介，地域活性化などを推進します。
◆観光で訪れる人や交流人口を増やすため，町内の史跡や名所などのインフラ整備を進めるとともに，産学官連携によるスポーツ，芸術・文化などのＰＲに努めます。
◆利根川や新利根川の自然を活用したまちおこし・地域おこしを行うため，桟橋・船着場の新設整備を国に要望していきます。
◆町公式ＳＮＳの特性に沿った情報発信の視点からの発信を充実します。

23P へ

納涼花火大会

28

基本方針❺　みんなが主役でともに進むまちづくり
住民協働・行政運営等

住民協働等
◆町民が，まちづくりの主役となり活躍できるように，情報の共有やまちづくり団体の育成・支援など，地域の力が生きる協働のまちづくりを行う体制整備を推進します。
◆未来を担う若者たちの「元気」が，本町を若返らせ，活性化させるための無限の可能性を秘めた貴重な資源と捉え，「利根町元気プロジェクト！」を推進します。
◆男女がお互いの人格を尊重し，女性が社会のあらゆる分野において参画できる環境づくりを進めるとともに，今後増加が予想される外国人を含めた暮らしやすい多文化共生のまちづくりに努めます。

行政運営等
◆行財政の健全な運営，効率化などに努め，適正で計画的な行政運営を推進します。
◆行政運営において，積極的にＩＣＴ（情報通信技術）の利活用を推進し，時代に即した町民サービスの向上に努めます。
◆本町の魅力を効果的なシティプロモーション*により町内外へ広く発信するなど，本町の認知度や魅力度を高め，移住者・定住者の獲得につなげるための取り組みを推進します。
◆移住・定住に関して，在宅で仕事ができる人など，本町が求める人材を検討します。

ゆかたde撮影会（利根町元気プロジェクト！）

＊シティプロモーション：地域の魅力をさまざまな目で発見，発掘，創造し，それらを地元だけではなく，外の人たちとも共有し合い，元気で活力のある「都市」という共通のステージをみんなの力で創っていこうとする取り組み

29

基本構想

25P へ

基本方針３

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

子どもたちが家庭や地域の中で安心して育ち，自らの個性を自信を持って発揮し，自らの未来を切り拓いていけるよう，子どもたちの身体や心の成長を支えていくとともに，質の高い教育を受けられる環境や様々な体験ができる機会を提供します。また，子どもたちだけでなく，利根町で暮らす一人一人が豊かな人生を送れるよう，学習の機会，自身の技術や経験等をいかした活動等を支えることにより，誰もが輝き続けることのできるまちを目指します。

基本方針４

みんなが集まるおもしろいまちづくり

町に人々が興味を持って訪れたり，暮らし続けてもらうために，今ある自然環境，そして地域の人やつながりといった「利根町らしさ（魅力）」については，大切にしながら活用していくとともに，積極的にその魅力を発信していきます。そして，稼ぐ力やブランド力の強化を意識して町内の産業の発展・活性化に取り組み，利根町の魅力をさらに進化させ，みんなが集まるおもしろいまちを目指します。

基本方針５

みんなが主役でともに進むまちづくり

利根町をより魅力あるまちへと成長させるため，行政機能の効率化により，町民が質の高い行政サービスを受けられるようにするとともに，町民一人一人が互いを認め合い，尊重できる環境の中で，個人が持つ力を十分に発揮しながら仲間とともに主体的にまちづくりに関われるようにすることで，みんなが主役となり，ともに進むことのできるまちを目指します。

▼現行

第2章 計画の将来フレーム

1 将来人口

国勢調査の人口推移をみると，本町の人口は，減少傾向で推移しています。

平成17～27年の実績に基づくコーホート法による将来人口の推計では，減少傾向が続き，2030年（平成42年）には，12,496人まで減少すると予測されます。また，年齢3区分別人口では，0～14歳の年少人口が857人（6.9%），15～64歳の生産年齢人口が5,560人（44.5%），65歳以上の高齢者人口が6,079人（48.6%）と予測されます。

計画の目標年次である2030年（平成42年）の想定人口を12,500人とします。

人口ビジョンの推計値は，平成22年を基準としており，出生率や社会動態が改善された目標的な推計となっているため，コーホート法による将来人口の推計と比較すると，平成27年度において，実績値と約500人の乖離が出ており，2030年（平成42年）では，約2,200人少なくなっています。

（単位：人，下段%）

	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
総人口	18,024	17,473	16,313	15,300	14,040	12,496
年少人口 （14歳以下）	1,787 (9.9)	1,721 (9.9)	1,468 (9.0)	1,240 (8.1)	1,017 (7.2)	857 (6.9)
生産年齢人口 （15～64歳）	12,652 (70.2)	10,837 (62.0)	8,428 (51.7)	7,006 (45.8)	6,235 (44.4)	5,560 (44.5)
高齢者人口 （65歳以上）	3,585 (19.9)	4,915 (28.1)	6,417 (39.3)	7,054 (46.1)	6,788 (48.4)	6,079 (48.6)

＊人口はコーホート法で推計。年齢不詳は案分して推計しています。
（平成17～27年が実績値，2020年（平成32年）～2030年（平成42年）が推計値）
＊コーホート法とは：「コーホート」とは，年齢区分ごとの人口集団を意味し，「コーホート法」とは，そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。今回の人口推計では，国勢調査実施年である平成17年から平成27年の5年ごとに，人口を男女別・年齢別（5歳ごと）に区分し，センサス変化率を用いたコーホート法により，人口を推計しています。

（参考：人口ビジョンの推計）

	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
総人口	17,472	16,814	16,196	15,497	14,706
年少人口	1,721	1,593	1,510	1,562	1,720
	9.9%	9.5%	9.3%	10.1%	11.7%
生産年齢人口	10,836	8,887	7,789	7,295	6,908
	62.0%	52.9%	48.1%	47.1%	47.0%
高齢者人口	4,915	6,334	6,897	6,639	6,079
	28.1%	37.7%	42.6%	42.8%	41.3%

＊年齢不詳は案分して推計しています。（平成22年が実績値，2020年（平成32年）～2030年（平成42年）が推計値）

第２章　計画の将来フレーム

1-1　将来人口

将来人口の設定については,後期基本計画に位置付ける重点施策の検討と一体で行う次期まちひとしごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）の中で人口ビジョンを策定しますので, そこで得られた数値を踏まえ,改めて検討します。そのため,令和2年国勢調査人口の実績値を掲載し,時点修正を行った上で,将来人口に関する部分については,記載枠だけを残しています。

国勢調査の人口推移をみると，本町の人口は,減少傾向で推移しています。

令和 2 年までの実績に基づく将来推計人口によると,今後も減少傾向が続き,2030 年（令和 12 年）には,　　人まで減少すると予測されます。また,年齢 3 区分別人口では,0～14 歳の年少人口が　　人（　　%）,15～64 歳の生産年齢人口が　　人（　　%）,65 歳以上の高齢者人口が　　人（　　%）と予測されます。

計画の目標年次である 2030 年（令和 12 年）の想定人口を　　人とします。

（単位：人,下段%）

	2005 年 平成 17 年 （実績）	2010 年 平成 22 年 （実績）	2015 年 平成 27 年 （実績）	2020 年 令和2年 （実績）	2025 年 令和 7 年 （推計）	2030 年 令和 12 年 （推計）
総人口	18,024	17,473	16,313	15,340		
年少人口 （0-14 歳）	1,787	1,721	1,426	1,196		
	9.9	9.9	9.0	7.8		
生産年齢人口 （15-64 歳）	12,651	10,836	8,184	7,227		
	70.2	62.0	51.7	47.2		
高齢者人口 （65 歳以上）	3,585	4,915	6,232	6,903		
	19.9	28.1	39.3	45.0		

※実績値は国勢調査に基づく。

▼参考　人口ビジョンの推計

	2020 年 令和2年 （実績）	2025 年 令和 7 年 （推計）	2030 年 令和 12 年 （推計）
総人口	15,340		
年少人口 （0-14 歳）	1,196		
	7.8		
生産年齢人口 （15-64 歳）	7,227		
	47.2		
高齢者人口 （65 歳以上）	6,903		
	45.0		

※実績値は国勢調査に基づく。

▼現行

2 まちづくりの基本方針

本町の将来像を実現するための基本方針を以下のように設定します。

基本方針❶　安全で人にやさしい快適なまちづくり

都市基盤・生活環境等

土地利用・住環境等

◆自然・田園環境と都市機能がバランスよく調和した土地利用，都市基盤の充実を図るとともに，都市生活機能をコンパクトに集約，配置し，利便性の高い住環境づくりに努めます。

◆河川景観や集落景観を活かし，魅力のある田園都市景観の創出を図るとともに，町民の憩いの場となる身近な公園の整備充実を図ります。

◆空き家の適正管理に努めるとともに，空き家・空き地バンクを活用し，子育て世帯を中心とする町外居住者の移住・定住を推進します。

自然環境等

◆分別回収を徹底し，ごみの減量化と再資源化を推進し，地球にやさしい地域環境を創出します。

道路・交通等

◆歩行者や車両が安心して快適に通行できる道路環境づくりに一層努めるとともに，福祉バスやふれ愛タクシーなどとの連携による新たな取り組みやバス路線のあり方を検討し，公共交通に対する町民ニーズに対応するよう努めます。

◆栄橋の渋滞の緩和や広域道路の整備を進めるため，国・県への要望活動を推進します。

上下水道等

◆安全で安心な水道水の供給を図るとともに，下水道などの施設の維持管理を計画的に推進し，町民の生活環境の向上や河川などの水質保全に努めます。

防災等

◆各種災害に対応できるよう，体制の強化や指定避難場所などの確保に努めます。

交通安全・防犯等

◆交通安全や防犯に対する意識を醸成し，安全なまちづくりを進めます。

第３章　施策の方向性と施策体系

3-1　施策の方向性

赤字は追記･修正を加えた箇所です。

基本方針❶　安全で人にやさしい快適なまちづくり

－　都市基盤・生活環境等　－

◆ 生活に必要な都市機能がバランスよく配置された利便性の高い環境づくりを進めるとともに，空き家・空き地の適正な管理及び活用などによる良好な住環境づくりに努めます。また，本町らしい田園・河川・集落景観の維持・活用等を図りながら，子育て世帯を中心とした町外居住者の移住・定住を促進し，暮らしやすく，住みよい魅力的なまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策１　快適な住環境の整備

◆ 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため，省エネルギー・新エネルギーの普及促進，庁内の地球温暖化対策，ごみの減量化・再資源化の取組などを進め，先人たちが築き上げた生活環境と自然環境がバランスした豊かな環境を次世代に引き継ぎながら，人と地球環境にやさしいまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策２　環境対策の充実

◆ 福祉バスやふれ愛タクシーなどの公共交通の充実に努めるとともに，栄橋の渋滞緩和や広域道路の整備，各種の道路改良整備などにより，都市間・地域間での移動の利便性の高い，誰もが安心して快適に移動できるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策３　道路・交通網の整備

◆ 安全で安心な水道水の供給を図るとともに，下水道などの施設の維持管理を計画的に推進し，町民の生活環境の向上や河川などの水質保全に努めることにより，自然や人々の暮らしにやさしいまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策４　安全で自然環境にやさしい上下水道の管理運営

◆ 各種災害に対応した防災体制の充実を図るとともに，指定避難場所などの確保や防災設備の整備等に努めることにより，災害から町民の生命，身体及び財産を守るまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策５　防災対策の充実

◆ 交通事故や多様化・凶悪化する犯罪等の対策を進めるため，関連機関との連携強化や，町民の意識を醸成することにより，安心で安全なまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策６　防犯・交通安全の充実

▼現行

基本方針❷　いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

保健・医療・福祉等

保健・医療等

◆町民全体の健康寿命を延伸するため，健康相談や訪問指導をとおしての予防対策や，こころの健康づくり・食育の推進・感染症予防，健康増進施設の運営に携わる企業の誘致など，多面的に支援するとともに，高齢者が健康で生きがいを感じながら，住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう，保健・医療・福祉の連携を図ります。

◆妊娠期から高齢期までのライフステージに対応した保健施策を充実します。

◆専門医の受診や入院が必要な場合は，町外の医療機関に出向かなければならないため，更なる広域的連携を図るとともに，町内外の医療機関と連携を強化し，地域医療体制の充実に努めます。

福祉等

◆町民の誰もが，住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう，町民が主体となって支え合い，助け合う地域福祉の充実に努めるとともに，自助，互助，共助，公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。

◆高齢者が，住み慣れた環境のなかで安心して生活が送れるよう，保健・医療・介護の関係組織の相互の連携強化を図ります。

◆障がい者が地域で安心して暮らせるよう，相談支援体制や日中活動の場の確保・支援を充実するとともに，自立した生活を送れるよう，地域住民が支え合い，助け合う仕組みの構築に努めます。

社会保障等

◆町民の誰もが，安心して生活するための社会保障システムについては，国民健康保険，国民年金，介護保険，後期高齢者医療などの制度理解の促進と適正な運営に努めます。

3歳児健康診査

基本方針❷　いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

－　保健・医療・福祉等　－

◆ 町民全体の健康寿命を延伸するため，胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉え，各種健康相談や疾病予防対策，健康増進施設の運営に携わる企業の誘致等，多面的に町民の健康づくりを支援するとともに，町内外の医療機関との連携強化等により医療体制を充実させ，町民誰もが健康に過ごせるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策１　健康づくりの推進

◆ 町民が主体となって支え合い，助け合うことができるよう，地域福祉を支える人や団体の支援により地域福祉の充実に努めるとともに，地域包括ケアシステムの体制整備や保健・医療・介護の関係組織の連携強化等による高齢者福祉の充実を進めます。また，障がい者や生活困窮者の相談等の支援により，町民誰もが住み慣れた環境の中で暮らしていけるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策２　支え合う福祉の推進

◆ 国民健康保険，国民年金，後期高齢者医療，介護保険などの制度理解の促進と適正な運営に努めることにより，町民誰もが安心して生活できるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策３　みんなで支える社会保障制度の充実

▼現行

基本方針❸　誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

子育て・教育・生涯学習等

子育て等

◆「安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり」を基本方針として，地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めます。

◆出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため，必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

教育等

◆学校，家庭，地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら，社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築いたします。その上にたって「学力向上」「道徳教育」「健康と体力向上」のバランスのとれた子ども達の育成を目指します。

◆特色ある教育を進めるため，英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進するとともに，学校・家庭・地域社会が連携した心の教育の充実，幼・小・中・高・大学との連携教育など，地域社会全体で子どもを守り育てる体制を構築するよう努めます。

生涯学習等

◆町民が生きがいを持ち，うるおいのある地域づくりを進めるため，生涯の各時期に求められる学習活動やボランティア活動，ふれあいを求める文化活動，健康で活力に満ちた生活のためのスポーツ活動の推進を図ります。

◆町民とともに育んできた地域の芸術・文化・イベントを次世代へ継承するとともに，町民主体のまちづくりの推進や参加者の拡大に向けた取り組みを充実します。

利根地固め唄（茨城県指定無形文化財）

子育て支援センター

基本方針❸　誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

－　子育て・教育・生涯学習等　－

◆ 安心して子どもを産み健やかに子育てできるよう，出産や子育てに必要な情報の提供や健康相談・保健指導の充実を図るとともに，地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めることにより，子どもの成長に必要な支援を適切に受けることができるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策１　子育て環境の充実

◆ 子どもたちが新たな時代を生き抜く力を培うため，学校，家庭，地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら，地域社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築し，その上で「学力向上」「道徳教育」「健康と体力向上」のバランスのとれた子ども達の育成を目指します。また，英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育の推進や，幼・小・中・高・大学との連携教育などの教育環境の向上により，子どもたちが安心して学び・育つことのできるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策２　特色ある学校教育の推進

◆ 生涯学習社会の実現を目指すため，生涯の各時期に求められる学習活動やボランティア活動，ふれあいを求める文化活動など，多様な学習機会の創出や学習環境の充実を図ることにより，町民誰もが生きがいを持って過ごすことのできるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策３　学びやすい生涯学習環境の整備

◆ 町民とともに育んできた地域の歴史や文化・芸術，スポーツ活動を次世代へ継承するため，参加者の拡大に向けた取組の充実を図るとともに，町民の学習や活動成果を地域づくりに生かせるよう支援を行うことにより町民主体のまちづくりを推進し，町民が愛着をもって地域に関わることのできるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策４　参加しやすい文化・スポーツ環境の整備

▼現行

基本方針❹　みんなが集まるおもしろいまちづくり

産業等

農業等

◆産業の中心である農業では，効率的な経営規模の拡大と経営の近代化，経営感覚に優れた能力を持った農家や生産組織など，企業的農業経営体の育成を図ります。

◆生産者・消費者などの連携を深め，地域内流通及び地域内消費を目指し，地域特産品づくりをはじめ，地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進に努めるとともに，町外へのＰＲを進めます。

商工業等

◆跡地利用などによる企業誘致に努めるとともに，町商工会と連携し，ビジネスの創出を支援するため，起業や創業がしやすい環境整備に努めます。

◆町内商業の振興と地元経済の活性化を図るため，郊外型大型店舗へ流れる消費者が少しでも本町の商店で買い物をするように，町商工会との連携を強化します。

観光･交流等

◆魅力を広くアピールし，観光ＰＲ，特産品の紹介，地域活性化などを推進します。

◆観光で訪れる人や交流人口を増やすため，町内の史跡や名所などのインフラ整備を進めるとともに，産学官連携によるスポーツ，芸術･文化などのＰＲに努めます。

◆利根川や新利根川の自然を活用したまちおこし・地域おこしを行うため，桟橋・船着場の新設整備を国に要望していきます。

◆町公式ＳＮＳの特性に沿った情報発信の視点からの発信を充実します。

納涼花火大会

基本方針❹　みんなが集まるおもしろいまちづくり

－　産業等　－

◆　利根町の産業の中心である農業の活性化を目指すため，効率的な生産基盤の整備や担い手の育成・支援などを行うとともに，地域特産品づくりをはじめ，地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進，町外への積極的な PR に努めることにより，農業が持続するまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策１　魅力ある農業振興

◆　町内の商工業振興と地元経済の維持・活性化を図るため，商業の担い手育成などによる町内の商業の活性化や高齢者等の日常品の買い物を支援する買い物弱者対策，跡地利用などによる企業誘致や起業・創業支援等を通じた工業の振興など，町商工会と連携し商工業が潤うまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策２　地域特性を生かした商工業の育成

◆　観光や交流を目的に利根町を訪れる人を増やすために，町内の豊かな自然や歴史環境を生かした史跡・名所，公園などの観光資源の活用や，利根町民納涼花火大会やスポーツ大会，地場産業フェスティバルなどの地域活性化イベントの実施に努め，またこれらを含めた利根町の魅力を存分に，効果的に発信することにより，訪れたくなるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策３　活気あふれる交流・観光の推進

▼現行

基本方針❺　みんなが主役でともに進むまちづくり

住民協働・行政運営等

住民協働等

◆町民が，まちづくりの主役となり活躍できるように，情報の共有やまちづくり団体の育成・支援など，地域の力が生きる協働のまちづくりを行う体制整備を推進します。

◆未来を担う若者たちの「元気」が，本町を若返らせ，活性化させるための無限の可能性を秘めた貴重な資源と捉え，「利根町元気プロジェクト！」を推進します。

◆男女がお互いの人格を尊重し，女性が社会のあらゆる分野において参画できる環境づくりを進めるとともに，今後増加が予想される外国人を含めた暮らしやすい多文化共生のまちづくりに努めます。

行政運営等

◆行財政の健全な運営，効率化などに努め，適正で計画的な行政運営を推進します。

◆行政運営において，積極的にＩＣＴ（情報通信技術）の利活用を推進し，時代に即した町民サービスの向上に努めます。

◆本町の魅力を効果的なシティプロモーション*により町内外へ広く発信するなど，本町の認知度や魅力度を高め，移住者・定住者の獲得につなげるための取り組みを推進します。

◆移住・定住に関して，在宅で仕事ができる人など，本町が求める人材を検討します。

ゆかたde撮影会（利根町元気プロジェクト！）

＊シティプロモーション：地域の魅力をさまざまな目で発見，発掘，創造し，それらを地元だけではなく，外の人たちとも共有し合い，元気で活力のある「都市」という共通のステージをみんなの力で創っていこうとする取り組み

基本方針❺　みんなが主役でともに進むまちづくり

－　住民協働・行政運営等　－

◆ 町民がまちづくりの主役となり活躍できるように，まちに関する情報の共有やまちづくり団体の育成・支援などによる協働のまちづくりを行う体制整備を推進するとともに，未来を担う若者たちによる「利根町元気プロジェクト！」や大学との連携等の推進により，誰もが楽しくまちづくりに関わることのできるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策１　町民参加体制の充実

◆ 一人一人が個性を認め合い，互いの人格を尊重し合える共生社会の実現を目指し，誰もが社会のあらゆる分野において参画できる環境づくりを進めるとともに，今後も増加が予想される外国人を含めた暮らしやすい多文化共生のまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策２　誰もが尊重される環境の整備

◆ 町民やこれから町に住もうとする人に町に住み続けてもらうために，効果的なシティプロモーションにより本町の魅力を町内外へ広く発信するとともに，町民が必要とする情報が的確に届き，また町民の声が行政に適切に届く機会を充実させることにより，町への興味や愛着を高め，自らが関わりたくなるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策３　町民参加を進める広報・広聴の推進

◆ 質の高い行政サービスを提供するため，行財政の健全な運営，効率化などに努め，適正で計画的な行政運営を推進するとともに，ＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な利活用により，時代に即した行政運営が行われるまちをつくります。

▸▸▸ 基本施策４　効果的・効率的な行政運営の推進

▼現行

第3章 施策の体系

〔まちづくりの将来像〕
ともに創ろう
みんなが住みたくなるまち　とね

基本方針		基本施策
①安全で人にやさしい快適なまちづくり	1	快適な住環境の整備
	2	環境対策の充実
	3	道路・交通網の整備
	4	安全で自然環境にやさしい上下水道の管理運営
	5	防災対策の充実
	6	防犯・交通安全の充実
②いつまでも健康で元気あふれるまちづくり	1	健康づくりの推進
	2	支え合う福祉の推進
	3	みんなを支える社会保障制度の充実
③誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり	1	子育て環境の充実
	2	特色ある学校教育の推進
	3	学びやすい生涯学習環境の整備
	4	参加しやすい文化・スポーツ環境の整備
④みんなが集まるおもしろいまちづくり	1	魅力ある農業振興
	2	地域特性を活かした商工業の育成
	3	活気あふれる交流・観光の推進
⑤みんなが主役でともに進むまちづくり	1	町民参加体制の充実
	2	誰もが尊重される環境の整備
	3	町民参加を進める広報・広聴の推進
	4	効果的・効率的な行財政運営の推進

34

3-2　施策の体系

施策の方向性を踏まえた計画の体系は以下の通りです。

基本方針		基本施策
①安全で人にやさしい快適なまちづくり	1	快適な住環境の整備
	2	環境対策の充実
	3	道路・交通網の整備
	4	安全で自然環境にやさしい上下水道の管理運営
	5	防災対策の充実
	6	防犯・交通安全の充実
②いつまでも健康で元気あふれるまちづくり	1	健康づくりの推進
	2	支え合う福祉の推進
	3	みんなを支える社会保障制度の充実
③誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり	1	子育て環境の充実
	2	特色ある学校教育の推進
	3	学びやすい生涯学習環境の整備
	4	参加しやすい文化・スポーツ環境の整備
④みんなが集まるおもしろいまちづくり	1	魅力ある農業振興
	2	地域特性を活かした商工業の育成
	3	活気あふれる交流・観光の推進
⑤みんなが主役でともに進むまちづくり	1	町民参加体制の充実
	2	誰もが尊重される環境の整備
	3	町民参加を進める広報・広聴の推進
	4	効果的・効率的な行財政運営の推進